

多面的機能支払事業 令和5年度事務研修会 (安全管理の徹底について)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

はじめに

『多面的機能支払交付金』は、農業や農村が持つ多面的な機能（国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など）の維持・発揮を図るために、地域の共同活動を支援し、地域資源（農用地、水路、農道など）の適切な保全管理を推進する目的でつくられた助成制度です。



安全管理の徹底について

1. 多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故件数の推移

年度	事故発生 件数	取組組織数 (参考)
平成 26 年度	15	24, 885
平成 27 年度	19	28, 145
平成 28 年度	42	29, 079
平成 29 年度	46	28, 290
平成 30 年度	47	28, 348
令和元年度	55	26, 618
令和 2 年度	116	26, 233
令和 3 年度	161	26, 258
令和 4 年度	160	—



事故発生推移(事故原因別)

事故要因	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計 (H24～R4)
転倒・転落	0	3	6	9	16	17	21	22	44	68	71	277
草刈機等接触	0	3	3	5	10	18	13	11	33	39	34	169
倒木	0	0	4	1	5	4	0	3	4	6	3	30
車両事故	1	1	2	0	4	0	1	0	2	2	1	14
虫刺され	0	0	0	0	0	0	0	0	10	14	13	37
その他	3	1	0	4	7	7	12	19	23	32	38	146
計	4	8	15	19	42	46	47	54	116	161	160	673

- 「転倒・転落」、「草刈機等接触」が原因の事故が過半数を占めている。
- 「その他」としては、資材等との接触による被災、熱中症等の事例も増加している。

2. 令和 4 年度に発生した事故の状況

- 令和 4 年度に多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故は、160 件の報告があり、前年度の総報告件数と比べてほぼ横ばいとなっている。
- 作業場所の危険確認及び周囲の状況確認等を行っておらず、転倒・転落が原因で起きた事故が多く見受けられた。
- 令和 4 年度は死亡事故が 4 件（うち、活動中のもの 1 件）発生している。
(参考) 過去の死亡事故発生件数
令和元年度：4 件、令和 2 年度：1 件、令和 3 年度：3 件

溺死2、心筋梗塞1、心不全1

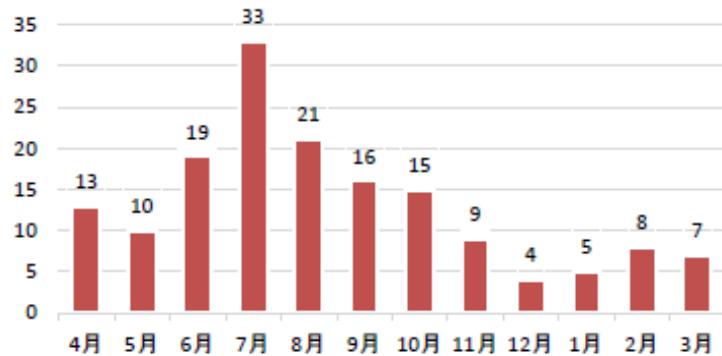
- 事故の発生場所としては、水路 (54%) が最も多く、農道 (17%)、農用地 (14%) の順で多くなっている。
- 事故が発生した活動としては、草刈り (62%) が最も多い。
- 事故の原因としては、転倒・転落 (44%) が最も多く、草刈機等との接触 (21%) が次いで多くなっている。
- 被災者が保険に加入していなかった事故は 4 件あった。

多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故の概要 (令和4年度)

1. 月別の事故発生件数・割合

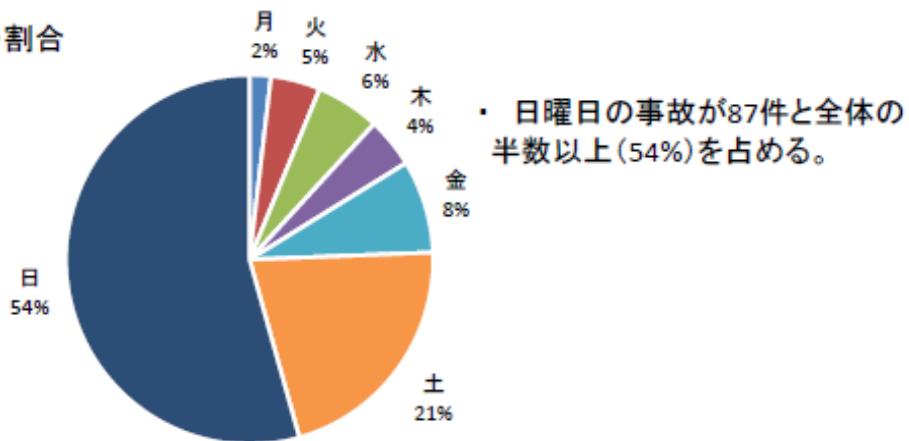
発生月	件数
4月	13
5月	10
6月	19
7月	33
8月	21
9月	16
10月	15
11月	9
12月	4
1月	5
2月	8
3月	7
計	160

- 月別の事故発生件数をみると、7月が33件で最多。
- 4~10月の事故発生が多い。



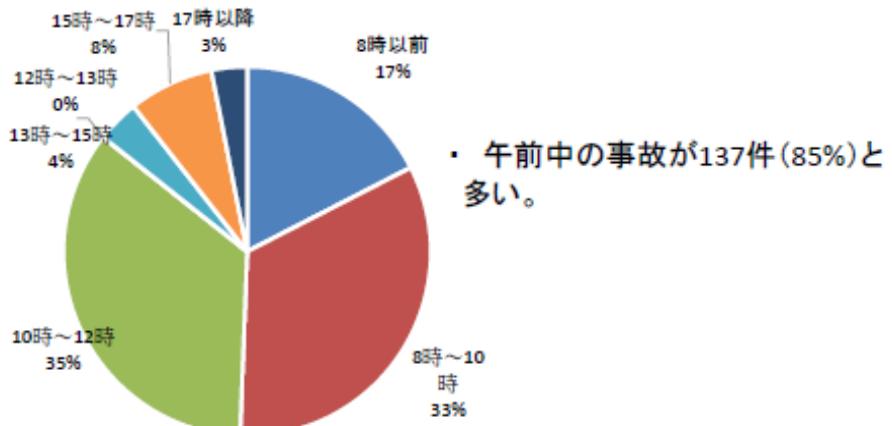
2. 曜日別の事故発生件数・割合

発生曜日	件数
月	3
火	7
水	9
木	7
金	13
土	34
日	87
計	160



3. 時刻別の事故発生件数・割合

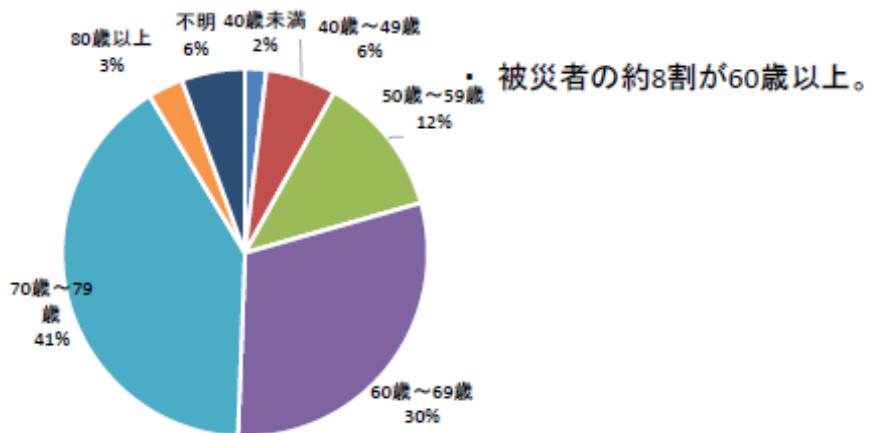
発生時刻	件数
8時以前	28
8時～10時	53
10時～12時	56
12時～13時	0
13時～15時	6
15時～17時	12
17時以降	5
計	160



- 午前中の事故が137件(85%)と多い。

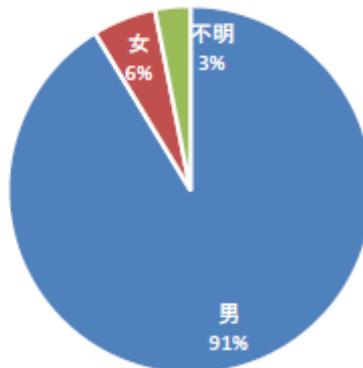
4. 被災者年齢階層別の事故発生件数・割合

被災者年齢	件数
40歳未満	3
40歳～49歳	10
50歳～59歳	20
60歳～69歳	48
70歳～79歳	65
80歳以上	5
不明	9
計	160



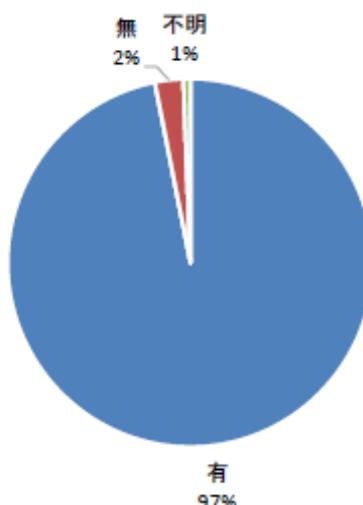
5. 被災者性別の事故発生人数・割合

被災者性別	人数
男	146
女	9
不明	5
その他	0
計	160



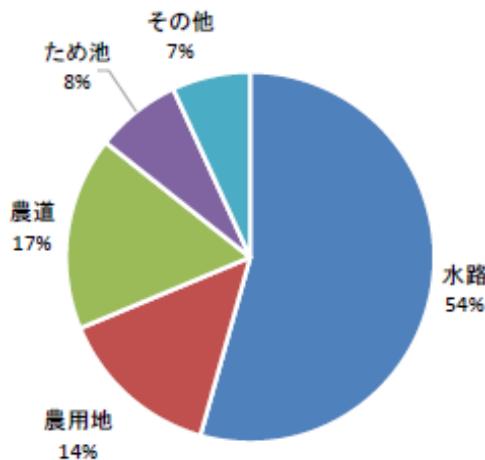
6. 保険加入有無別の事故発生件数・割合

保険加入	件数
有	155
無	4
不明	1
計	160



7. 対象施設別の事故発生件数・割合

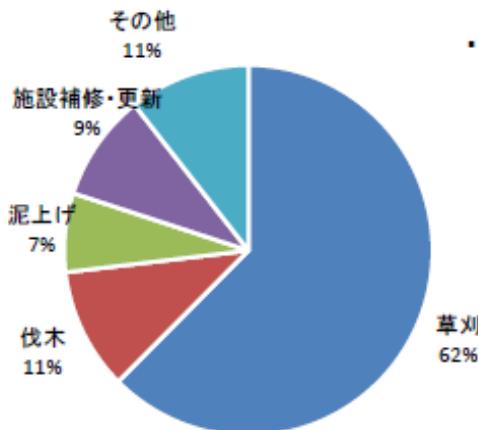
対象施設	件数
水路	87
農用地	23
農道	27
ため池	12
その他	11
計	160



- 対象施設別では、水路が87件(54%)と最も多く、次いで農道が27件(17%)、農用地が23件(14%)ため池が12件(8%)。

8. 活動項目別の事故発生件数・割合

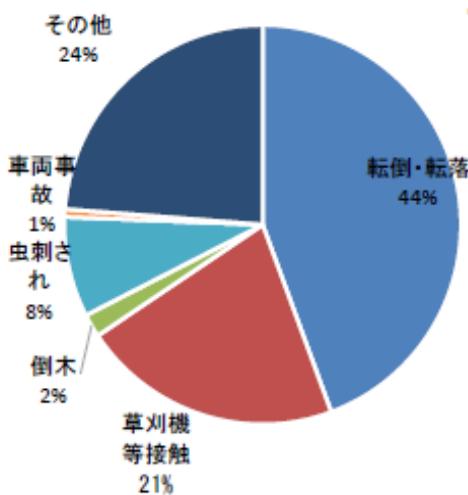
活動項目	件数
草刈	100
伐木	17
泥上げ	11
施設補修・更新	15
その他	17
計	160



- 活動項目別では、草刈時の事故が100件(62%)と最も多い。

9. 事故要因別の事故発生件数・割合

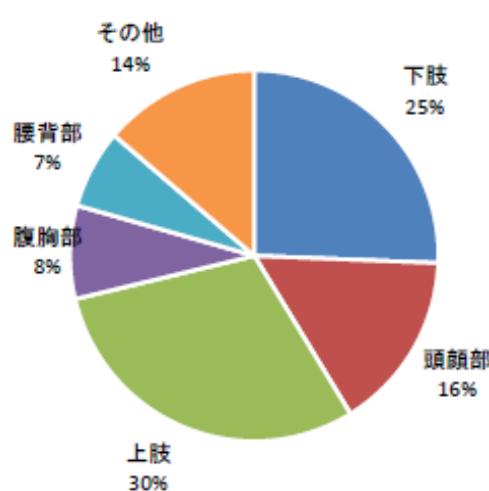
事故要因	件数
転倒・転落	71
草刈機等接触	34
倒木	3
車両事故	1
虫刺され	13
その他	38
計	160



- 事故要因別では、転倒・転落によるものが71件(44%)と最も多く、次いで、草刈機等への接触が34件(21%)。

10. 受傷部位別の事故発生件数・割合

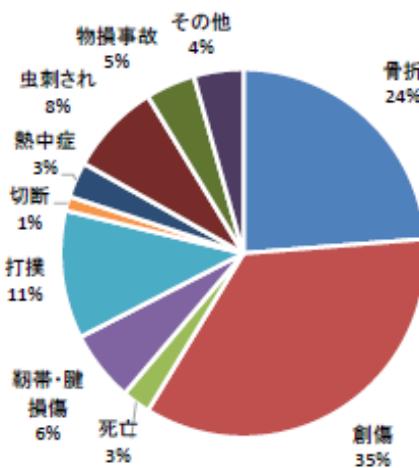
受傷部位	件数
下腿	41
頭顔部	25
上腿	48
腹胸部	13
腰背部	11
その他	22
計	160



- 受傷部位別には、下肢が41件(25%)で最も多く、次いで上肢48件(30%)、頭顔部25件(16%)の順となっている。

11. 被災状況別の事故発生件数・割合

被災状況	件数
骨折	38
創傷	56
死亡	4
靭帯・腱損傷	10
打撲	18
切断	2
その他	32
計	160



- 被災状況別には、創傷が56件(35%)で最も多く、次いで骨折が38件(24%)。
- 死亡事故が4件(3%)発生。



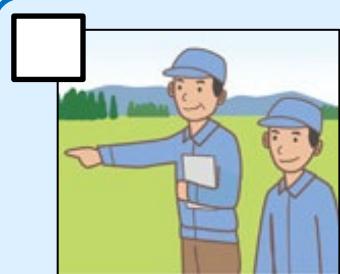
高めよう 地域協働の力！

多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

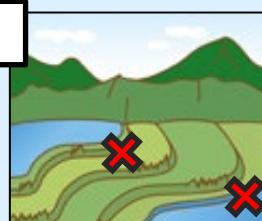
共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう

安全確認チェックリスト

事前チェック



活動場所の下見をして
作業環境を確認しましたか。



危険な箇所については、
テープ等で印を付けたり、
作業マップにマーキング
しましたか。



参加者の年齢、作業の熟練度等を考慮して作業計画(分担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作方法を習得しましたか。

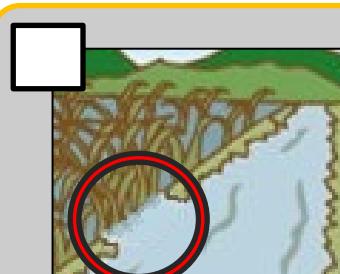


参加者は全員保険に入りましたか。



緊急連絡表は作成しましたか。

当日チェック



参加者に危険な箇所の説明をしましたか。



機具等を用いる場合、点検は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯はしましたか。

草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底

- ・草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）などを着用しましょう。

2. 障害物の除去等

- ・事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
- ・除去できない木や障害物がある場合は、その周辺は草刈機を使用せず、鎌などで草刈りしましょう。
- ・蜂刺されを防ぐために、適切な服装や殺虫スプレーを携行し、蜂に刺された場合の対象方法を事前に確認しましょう。
- ・刈刃に石や木片があたって飛び散り窓ガラスが割れる恐れがあるので、自動車は作業場所から離れた場所に停車させましょう。

3. 草刈機の点検・整備

- ・刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
- ・刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。

4. 草刈機の安全な使用

- ・安全な使用方法を修得した作業者が行いましょう。
- ・火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3m以上離れましょう。
- ・刈刃に詰まった草や異物を取り除く等作業を中断する際や移動する際にはエンジンを切り、刃の回転が止まつたことを確認してからにしましょう。
- ・障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）には十分注意しましょう。
- ・安全な使用方法の修得には、「機械の安全使用に関する研修」の取組も活用してください。
- ・作業場所は事前に確認し、不安定な場所や転倒の恐れのある急斜面などでは無理な作業をしないようにしましょう。

5. 作業間隔の確保

- ・複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。

6. 休憩の確保

- ・振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩を入れましょう。
- ・熱中症対策のため、水分補給をこまめに行いましょう。
また、必要に応じて検温を行いましょう。

7. 草刈作業者への合図

- ・草刈機は騒音が大きいため、作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図をしましょう。



＜作業中の服装チェック＞



ヘルメットは被りましたか？

長袖、長ズボンは着用しましたか？

手袋、長靴等は着用しましたか？

防護メガネは着用しましたか？

活動前日までに、現地の下見、打合せ、緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

- 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行いましょう。 **危険な箇所**（急傾斜地、窪地やぬかるみ、段差、電線や電話線、狭小地、急流の水路、危険物、蜂の巣などの危険な動植物等）のチェックを行い、危険物の除去や危険箇所をわかりやすく表示しましょう。
- 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や当日の健康状態を確認し、適切な作業分担・配置を行うとともに、**無理のない作業計画**を立てましょう。
- 作業前には事前に体調チェックを行いましょう。
- 緊急時に備え、**緊急連絡表**を作成し、全員で確認しておきましょう。
- 緊急連絡先の確認
 - ・ 最寄りの医療機関（複数）
 - ・ ご家族の連絡先
 - ・ 保険会社
 - ・ 市町村



活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

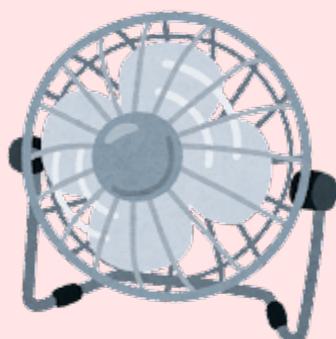
- 共同活動を行う際には、必ず**保険**に入りましょう。
近隣の保険会社に相談してみましょう。
- 活動日の1～2週間前までに手続きが必要なので、早めに参加者を決めるようにしましょう。
- 1日あたり数十円～数百円のものまで様々な保険があります。保険料は、多面的機能支払交付金による支援の対象になります。

活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

- 活動当日は、事前にチェックした危険箇所等の情報を参加者全員に周知し、**注意喚起**を行いましょう。
- **声かけ**をしましょう。
- 緊急連絡表を見やすい場所に掲示したり、通報担当者が携帯するようになります。

●熱中症には十分注意しましょう。

- ・ 日陰を確保し、こまめに水分補給や休憩をとりましょう。
- ・ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどを使って体を冷やしましょう。
- ・ テントや扇風機などの暑さ対策グッズも活用しましょう。
- ・ 手足のしびれやめまい、吐き気など、万が一熱中症が疑われる症状がみられた場合はすぐに作業を中断し、涼しい場所へ避難しましょう。
- ・ 意識がない場合や症状が良くならない場合は、すぐに病院で手当てを受けましょう。



- 万が一事故が起きた場合は**市町村に速やかに報告**しましょう。

■ 事故の傾向 (令和4年度の発生状況)

交付金における共同活動においては、令和4年度（令和4年4月から令和5年2月まで）に150件の事故が報告されています。

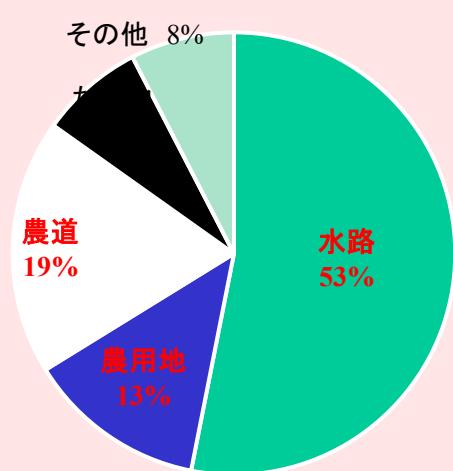
事故の発生場所としては、水路（53%）が最も多く、農道（19%）、農用地（13%）の順に多くなっており、この3つで80%を超えております。

事故が発生した活動としては、草刈り（68%）が極めて多く、約70%を占めております。

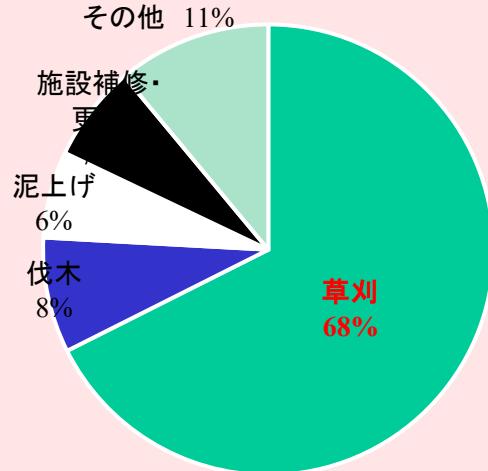
事故の原因としては、転倒・転落（45%）が最も多く、草刈機等との接触（22%）が次いで多くなっております。この2つで70%を超えております。

事故による怪我等の状況としては、創傷（35%）及び骨折（23%）で過半数を占めています。

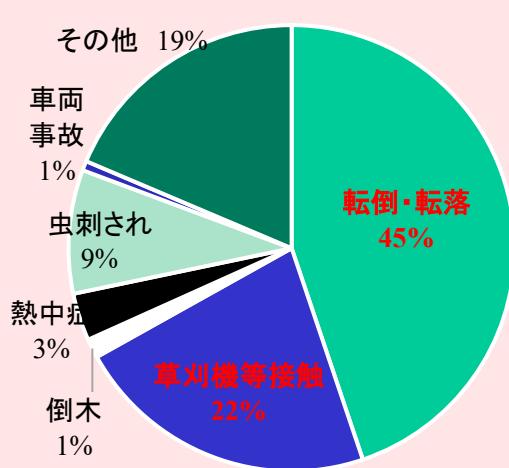
【事故の発生場所の内訳】



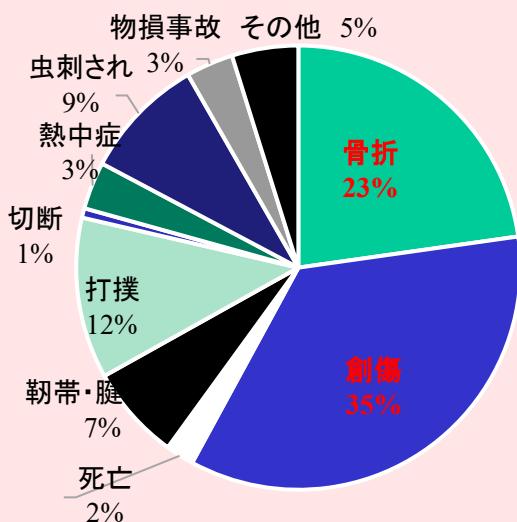
【事故発生時の活動の内訳】



【事故原因の内訳】



【事故による怪我等の状況の内訳】



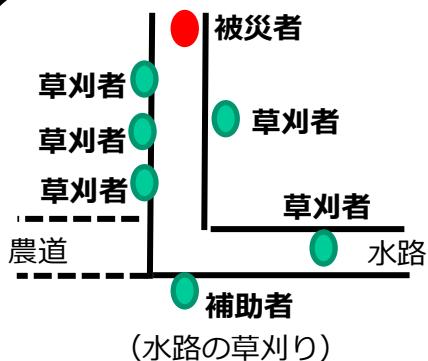
活動中の事故の多くは、主に水路での草刈り作業で転倒・転落、草刈機等との接触により多く発生しています

■ 事故の例



- ・活動項目：水路の草刈り
- ・作業内容：水路周りの草刈り作業
- ・事故概要：10人で水路の草刈作業中、傾斜のある法面の草刈り作業者が足を滑らせ、約2mの高さから側溝に誤って転落した。
- ・被災状況：骨折（左足）
- ・発生原因：作業場所の安全確認不足や周囲の声かけ不足。

(水路の草刈り)



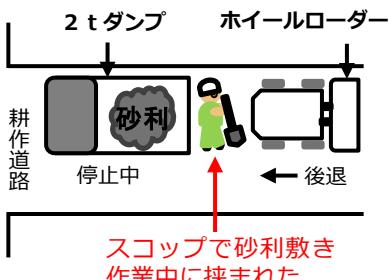
- ・活動項目：水路の草刈り
- ・作業内容：水路周りの草刈り作業
- ・事故概要：7人で水路の草刈作業中、本人の操作の誤りにより、草刈機が左膝の裏に接触。
- ・被災状況：死亡（失血死）
- ・発生原因：防護服やヘルメットの非着用。危険箇所の確認や周囲の声かけ不足。

(水路の草刈り)



- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：ため池の草刈り作業
- ・事故概要：14人でため池の草刈作業中、1人が誤ってため池に転落。その後、救助を試みたもう1人も誤ってため池に転落。
- ・被災状況：死亡（溺死）※2人とも
- ・発生原因：安全な作業方法の周知不足。危険箇所の確認や周囲の声かけ不足。

(ため池堤体の急傾斜)



(路面の維持)

- ・活動項目：路面の維持
- ・作業内容：砂利敷き作業
- ・事故概要：スコップでの砂利撒き出し作業中、後退してきた小型特殊自動車ホイールローダーと停止中の2tダンプトラックとの間に挟まれた。
- ・被災状況：死亡（内臓損傷）
- ・発生原因：安全な作業方法の周知不足。組織内の安全管理に係る取り決めの周知不足。

農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

○お問い合わせは、各都道府県推進組織又は地方農政局農村振興部農地整備課へお願いいたします。

「多面的機能支払交付金」事業にもとづく、
活動組織および広域活動組織の方々へ

イベント共済

環境保全プラン

包括契約に関する特則付

イベント傷害共済

イベント賠償責任共済

農地維持活動・資源向上活動中のケガや賠償事故を1年間を通して保障します。



■1年間の活動をまとめて契約

共済期間が1年間となりますので、年間の活動をまとめて保障します。活動ごとのご契約は必要ありませんので、契約手続き漏れによる未保障状態を防げます。

■活動計画変更時の手続きが簡単

共済期間中の活動計画の変更(参加者数の変更、開催日の追加・変更など)は、共済期間満了後にまとめて通知いただければ結構です。通知いただいた内容にもとづき、共済掛金の過不足額について精算させていただきます。

※解約・解除・消滅時には、その時点で上記の内容を通知ください。
共済掛金の過不足額について精算させていただきます。

■共済金の迅速なお支払いが可能

(イベント傷害共済)

ケガで入院・通院された場合、ケガの部位・症状に応じて共済金の額が決まりますので、スピーディーに共済金をお支払いできます。また、治療または施術を受けている期間中であっても共済金をお受取りになれますので、当座の費用にあてるることができます。

■交付金を共済掛金に充当可能

共済掛金は農地維持支払交付金・資源向上支払交付金から支出できます。

ポイント

契約対象は、「多面的機能支払交付金」事業にもとづく、活動組織および広域活動組織です。なお、このプランで保障対象となる活動は「農地維持活動」「資源向上活動」にあたるもののみとし、それ以外の活動(営農活動や親睦会等)は保障対象に含まれません。



JJA 共済

イベント傷害共済

(包括契約に関する特則付)

例えば
こんなとき

- 農道の点検中、転んで足を捻挫した。
- 水路の草刈り作業中、カマで手を切った。
- ため池の泥上げ作業中、転んで足を骨折した。

参加者も
安心

例 死亡共済金額300万円+部位・症状別治療共済金額3,000円コースの場合(共済期間1年)

死亡のとき	後遺障害のとき	重度後遺障害のとき
災害にあわれた日以後200日以内に死亡されたとき 〈死亡共済金〉 300 万円	災害にあわれた日以後200日以内に所定の後遺障害(第1級～第10級)の状態になられたとき 〈後遺障害共済金〉 程度に応じて死亡共済金額の100%(第1級)～5%(第10級) 300 万円～ 15 万円	災害にあわれた日以後200日以内に所定の重度後遺障害(A級・B級)の状態になられたとき 〈重度後遺障害費用共済金〉 程度に応じて死亡共済金額の20%(A級)または10%(B級) 60 万円または 30 万円

- 共済金のお支払事由は、いずれも共済期間内に発生した災害を直接の原因とするものに限ります。
 ●「災害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による被害をいいます。ただし、所定の事故による被害を除きます。
 ●1回の事故にかかる死亡共済金と後遺障害共済金の合計額は、死亡共済金額が限度となります。
 ●死亡共済金は、死亡の原因となった災害と同一の災害による後遺障害共済金を既に支払ったまたは請求を受けた場合は、死亡共済金の額から既に支払ったまたは請求を受けた額を控除した残額をお支払いします。
 ●重度後遺障害費用共済金は、災害にあわれた日以後30日以内に被共済者が死亡された場合にはお支払いしません。

治療または施術を受けたとき



災害にあわれた日以後200日以内に入院されたとき、
または入院されなかった場合で5日以上の通院をされたとき

〈部位・症状別治療共済金〉

部位・症状に応じて部位・症状別治療共済金額×5倍～120倍

1.5万円～**36**万円

- 頭を打撲したとき(部位:頭部、症状:打撲) 5倍 1.5万円
 ●腕を骨折したとき(部位:手指を除く上肢、症状:骨折) ... 35倍 10.5万円
 ※いずれも、約款に規定する支払事由に該当した場合に限り、共済金をお支払いします。

災害にあわれた日以後200日以内に入院 〈部位・症状別治療共済金〉
 されなかった場合で5日未満の通院をされ、
 治療または施術が完了したとき 部位・症状別治療共済金額×2倍

6,000円

- 「入院」や「通院」には、それぞれ医師または歯科医師による治療の他に、柔道整復師による施術やあんま・マッサージ・指圧師・はり師もしくはきゅう師による施術も対象となる場合があります。

共済掛金表(例)

死亡共済金額300万円+部位・症状別治療共済金額3,000円コース
(共済期間1年)

団体
加入

1日あたりの平均被共済者数	開催日数1日、1名につき	1日あたりの平均被共済者数	開催日数1日、1名につき
10～99人	24円	500～999人	21円
100～499人	24円	1,000人以上	18円

(2019年4月現在)

ご契約などの流れ

① 契約時

契約申込書類・名簿・年間活動計画書を提出。
計画にもとづいた共済掛金の払込み。

② 契約中

活動内容の管理。
(開催日、参加者、活動内容など。
また、活動ごとの名簿を作成・保管)

③ 契約満了時

年間活動実績報告書の提出。
(開催日、参加人数などを証明できる書類の写しを添付)

④ 確定

③の内容により確定共済掛金を算出して、当初共済掛金との差額を精算。(払戻しありは追徴)

※ご契約の解約・解除・消滅時にも、上記③および④の手続きが必要となります。

●イベント共済は、イベント傷害共済とイベント賠償責任共済からなっています。セットまたはそれぞれ単独でご加入いただけます。

この資料は概要を説明したもので、ご契約の際には、普通傷害共済および賠償責任共済の「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせは

イベント賠償責任共済

(包括契約に関する特則付)

例えば
こんなとき

開催者も
安心

農地維持活動・
資源向上活動に
ともなう賠償責任や
管理・運営にともなう賠償責任

- 農道の砂利の補充中、誤って砂利をはねさせてしまい、近くに駐車中の他人が所有している車にキズをつけた。
 ●事務局が設置・管理するテントが倒れ、通行人にケガをさせた。
 ●水路の草刈り作業中、誤ってカマで他の参加者にケガをさせた。

例 共済金額5,000万円の場合(共済期間1年)

賠償責任が生じたとき

最高 5,000万円まで保障

同一原因の事故によりお支払いする共済金の額

$$\text{共済金の額} = \text{被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\ + \text{損害防止費用、求償権保全行使費用または緊急措置費用} \\ - \text{代位取得するものの価額}^* - \text{免責金額}(1,000円)$$

※被共済者が損害賠償金を支払ったことによって代位取得するものがある場合の価額とします。

その他の共済

- ① 折衝または示談について支出した費用
 ② 争訟費用等
 ③ 判決による遅延損害金
 ④ 臨時費用
 ※①～③は、いずれも組合が認めた場合に限ります。



共済掛金表(例)

共済金額5,000万円
(共済期間1年)

開催日数1日、1名につき

12円

(2019年4月現在)

※イベント賠償責任共済をイベント傷害共済とのセットでご契約される場合は、開催日1日あたりの平均参加者数10名以上が条件となります。

多面的機能支払交付金 事故発生報告（第1報）

発生日時	令和 年 月 日 時頃
組織名	
市町村名	
被災者	男性 ・ 女性 ・ 不明 年齢： 歳 ・ 不明
被災内容	被災個所：頭・顔・胴体・腕・手・指・脚・足・不明 被災状況：打撲・切り傷・骨折・熱中症・不明
処置状況	救急搬送・自己受診・その他
作業状況	草刈り作業 ・ 土砂上げ作業 ・ 水路補修 ・ 不明 その他（ ）
その他の対応等	